

○火災予防違反処理規程

平成 11 年 10 月 1 日
消防本部訓令第 2 号

改正 平成 27 年 3 月 31 日 消防本部訓令第 2 号

(趣旨)

第1条 この訓令は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)及び火災予防条例(昭和48年大船渡地区消防組合条例第22号。以下「条例」という。)に基づく火災の予防並びに災害の発生防止及び拡大防止に関する違反処理について必要な事項を定めるものとする。

(違反処理事項)

第2条 違反処理事項は、別表第1に掲げる違反事項(以下「違反事項」という。)とする。

(違反処理基準)

第3条 違反事項は、別表第1に掲げる違反処理基準(以下「違反処理基準」という。)により違反処理するものとする。ただし、違反事項が火災予防上又は人命安全上猶予できない場合は、違反処理基準に定める措置順序によらないことができる。

(調査)

第4条 消防署長(以下「署長」という。)は、火災予防査察規程(平成11年大船渡地区消防組合消防本部訓令第1号。以下「査察規程」という。)第9条第5項及び第10条第4項の規定により違反処理するときは、署査察員(査察規程第2条第6号に規定する署査察員をいう。以下同じ。)に違反処理のために必要な調査を行わせなければならない。

2 署査察員は、前項の規定により調査を行ったときは、その結果を違反処理調査結果報告・処理伺書(様式第1号)により、署長に報告し、その処理について指示を受けるものとする。

3 署査察員は、第1項に規定する調査に際し質問を行うときは、質問調書(様式第2号)により行わなければならない。

4 前3項の規定は、査察規程第9条第5項及び第10条第4項に規定する違反処理以外の違反処理を行う場合に準用する。

(警告)

第5条 署長は、前条第2項の報告により、違反事項が確定した場合で、警告の必要があると認めるときは、警告書(様式第3号)により警告するものとする。

2 署長は、前項の規定による警告に係る履行期限が経過したときは、速やかに署査察員に是正確認の調査を行わせなければならない。

3 署査察員が、前項の規定により是正確認の調査を行ったときは、その結果を是正確認調査結果報告・処理伺書(様式第4号)により、署長に報告し、その処理について指示を受けるものとする。

(聴聞)

第6条 署長は、別表第2に掲げる処理をしようとする場合は、行政手続法(平成5年法律第88号)の定めるところにより、聴聞を行わなければならない。

2 前項の聴聞に関する手続きは、行政手続法の定めによるほか、大船渡地区消防組合行政手続条例(平成9年大船渡地区消防組合条例第3号)及び大船渡地区消防組合行政手続条例等施行規則(平成9年大船渡地区消防組合規則第8号)によるものとする。

(弁明機会の付与)

第7条 別表第3に掲げる処理をしようとする場合には、行政手続法の定めるところにより、弁明の機会を付与しなければならない。

2 前項の弁明の機会を付与する場合の通知は、弁明通知書(様式第5号)により行うものとする。

(命令)

第8条 署長は、第5条第1項の規定による警告に係る履行期限が経過してもなお是正されないとき又は違反事項が同項の規定による警告措置をとらないで直ちに命令の必要があると認めるときは、命令要請書(様式第6号)に必要書類を添えて消防長に要請しなければならない。

2 消防長は、前項の要請があった場合で、命令の必要があると認めるときは、命令書(様式第7号)により命令するものとし、その命令書は、命令通知書(様式第8号)により署長に送付するものとする。

3 署長は、前項に規定する命令書を受領したときは、速やかに当該関係者に当該命令書を送付するものとする。

4 署長は、第2項の規定による命令に係る履行期限が経過したときは、速やかに署査察員に是正確認の調査を行わせなければならない。

5 署査察員は、前項の規定により是正確認の調査を行ったときは、その結果を是正確認調査結果報告・処理伺書(様式第4号)により、署長に報告し、その処理について指示を受けるものとする。

6 命令は、命令事項の履行、命令期間の終了又はその取消し、撤回、命令対象の消滅等の事由により、効力が消滅する。

(緊急時の命令)

第9条 署長は、違反事項が火災予防上又は人命安全上猶予できない場合で、緊急に必要な措置をとらなければならないと認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、関係者に必要な処置をとるべきことを口頭により命令することができる。

2 署長は、前項の規定により口頭による命令を行ったときは、必要に応じて、速やかに前条

第1項に規定する命令要請を行わなければならない。

(公示)

第10条 署長は、法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項(法第36条第1項において準用する場合を含む。)及び第4項(法第36条第1項において準用する場合を含む。)、第8条の2第5項(法第36条第1項において準用する場合を含む。)、第8条の2第6項(法第36条第1項において準用する場合を含む。)、第8条の2の5第3項、第11条の5第1項及び第2項、第12条第2項、第12条の2第1項及び第2項、第12条の3第1項、第13条の24第1項、第14条の2第3項、第16条の3第3項及び第4項、第16条の6第1項並びに第17条の4第1項及び第2項の規定による命令を行つたときは、当該命令に係る査察対象物(査察規程第2条第4号に規定する査察対象物をいう。)に標識(様式第9号)を設置するとともに、大船渡地区消防組合公告式条例(昭和38年大船渡地区消防組合条例第1号。以下「公告式条例」という。)に定めるところにより公示するほか、当該命令に係る査察対象物を管轄する消防署、分署及び分遣所に掲示するものとする。

(催告)

第11条 署長は、命令を行つたもののうち、履行期限を経過してもなお是正されないものがあるときは、必要に応じて、催告書(様式第10号)を交付し、履行の促進を図るものとする。

(特例認定の取消し)

第12条 署長は、法第8条の2の3第6項(法第36条第1項において準用する場合を含む。)の規定により特例認定を取り消すときは、特例認定取消要請書(様式第11号)により、必要書類を添えて消防長に要請しなければならない。

2 消防長は、前項の要請があつた場合で、特例認定を取り消す必要があると認めるときは、特例認定取消書(様式第12号)により署長に送付するものとする。

3 署長は、前項に規定する特例認定取消書を受理したときは、速やかに当該関係者に当該特例認定取消書を送付するものとする。

(許可の取消し)

第13条 署長は、法第12条の2第1項の規定による許可の取消しの必要があると認めるときは、許可取消伺書(様式第13号)に必要な書類を添えて管理者の指示を受けるものとする。

2 署長は、前項の規定により、管理者の許可の取消しの決定があつた場合は、許可取消書(様式第14号)により許可を取り消すものとする。

(告発)

第14条 署長は、第8条第2項の規定による命令に係る履行期限が経過してもなお是正されないとき又は違反事項が重大で告発の必要があると認めるときは、告発要請書(様式第15号)に必要な書類を添えて消防長に要請しなければならない。

2 消防長は、前項の要請があつた場合で、告発の必要があると認めるときは、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 査察規程第3条第1号、第2号及び第4号の査察対象物(以下「1. 2. 4号査察対象物」という。)に係る違反事項は、告発書(様式第16号)に必要な書類を添えて告発するものとする。

(2) 査察規程第3条第3号の査察対象物(以下「3号査察対象物」という。)に係る違反事項は、告発伺書(様式第17号)により管理者の指示を受けるものとする。

3 消防長は、前項第2号の規定により、管理者から告発の指示があつた場合は、告発書に必要な書類を添えて告発するものとする。

4 消防長は、第2項第1号及び前項の規定により告発したときは、告発通知書(様式第18号)により署長に通知するものとする。

(過料事件の通知)

第15条 署長は、法第8条の2の3第5項(法第36条第1項において準用する場合を含む。)

又は第17条の2の3第4項に規定する届出を怠つた者を覚知した場合は、過料事件として裁判所に通知する必要があると認めるときは、過料事件通知書(様式第19号)に必要な書類を添えて届出を怠つた者の住所地を管轄する地方裁判所に通知するものとする。

(代執行)

第16条 消防長は、第8条第2項に規定する命令書を発してもなお是正されない場合で、告発その他の方法によっては是正が図られないと認めるときは、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 1・2・4号査察対象物に係る違反事項は、行政代執行法(昭和23年法律第43号)に定めるところにより代執行を行うものとする。

(2) 3号査察対象物に係る違反事項は、代執行伺書(様式第20号)により管理者の指示を受けるものとする。

2 消防長は、前項第2号の規定により、管理者から代執行の指示があつた場合は、代執行を行うものとする。

3 消防長は、第1項第1号及び前項の規定により代執行を行ったときは、代執行通知書(様式第21号)により署長に通知するものとする。

4 消防長は、前項の規定により代執行を行うときは、事前に作業、経費等に関する計画を立てなければならない。

5 代執行の戒告、通知及び費用徴収のための文書並びに執行責任者の証票は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 戒告書(様式第22号)

- (2) 代執行令書(様式第23号)
- (3) 代執行費用納付命令書(様式第24号)
- (4) 代執行執行責任者証(様式第25号)

(送達)

第17条 この訓令に定めるところにより警告書、命令書、戒告書、代執行令書及び代執行費用納付命令書(以下「警告書等」という。)を送付するときは、当該関係者に当該警告書等を直接手交し、当該関係者から受領書(様式第26号)に署名押印を求めるものとする。

2 前項に規定する警告書等の受領又は受領書の提出を拒否されたときその他必要と認めるときは、配達証明郵便の方法により送達するものとする。ただし、関係者の住所が不明のため郵送できないときは、公告式条例に定めるところにより公示し、送達に代えるものとする。

(関係行政機関との連絡協調)

第18条 消防長又は署長は、違反処理の適正を図るため、関係行政機関と密接な連絡協調の確保に努めなければならない。

(月例報告)

第19条 署長は、毎月の違反処理状況及び違反是正状況を違反処理・違反是正報告書(様式第27号)に違反処理防火対象物表(様式第28号)及び違反是正防火対象物表(様式第29号)を添えて、翌月の10日までに消防長に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、平成11年10月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31消防本部訓令第2号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条、第3条)

違反事項 適用要件		違反処理基準					
		一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置	
① 屋外における火災予防に危険な行為等	次の行為又は物件で火災の予防に危険であると認めるもの又は消火、避難その他の消防の活動に支障となると認めるもの	1 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具(物件に限る。)又はその使用に際し火災のおそれがある設備若しくは器具(部件に限る。)の使用その他これに類する行為	警告	警告事項不履行のもの	除去命令等(法第3条第1項)	除去命令等不履行のもの	告発(法第44条第1号、法第45条第3号)
		2 残火、取灰又は火の粉	警告	警告事項不履行のもの	除去命令等(法第3条第1項)	除去命令等不履行のもの	告発(法第44条第1号、法第45条第3号)
		3 危険物又は放置され、若しくはみだりに残置された燃焼のおそれのある物件	警告	警告事項不履行のもの	除去命令等(法第3条第1項)	除去命令等不履行のもの	告発(法第44条第1号、法第45条第3号)
		4 放置され、若しくはみだりに在置された物件	警告	警告事項不履行のもの	除去命令等(法第3条第1項)	除去命令等不履行のもの	告発(法第44条第1号、法第45条第3号)
②	イ	立入検査の拒否、妨害等(法第4条第1項)	警告	警告事項不履行のもの	告発(法第44条第2号)		

	ロ	資料提出拒否(法第4条第1項)	提出命令	提出命令不履行のもの	告発(法第44条第2号)		
③ 防火対象物における火災予防に危険な行為等(その1)	防火対象物の位置、構造、設備又は管理について次の状況が認められるもの	1 火災の予防に危険であると認める場合	警告	警告事項不履行のもの	改修、移転、除去、工事の停止又は中止その他の必要な措置命令(法第5条)	二次措置が不履行で、かつ、④の適用要件の該当する場合	④の一次措置による(法第5条の2)
		2 消火、避難その他の消防の活動に支障となると認める場合	警告	警告事項不履行のもの	改修、移転、除去、その他の必要な措置命令(法第5条)	二次措置が不履行で、かつ、④の適用要件の該当する場合	④の一次措置による(法第5条の2)
④ 防火対象物における火災予防に危険な行為等(その2)	1 法第5条等の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、その措置が履行されず、履行されても十分でなく、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあつては、履行されても当該期限までに完了する見込みがないため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防活動に支障となると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合	使用停止命令等(法第5条第2第1項第1号)	使用停止命令等が不履行のもの	告発(法第39条の2の2第1項、法第45条第1号)			

	2 法第5条等の規定による命令によつては、火災の予防の危険、消火、避難、その他の消防の活動の支障又は火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認める場合		使用停止命令等 (法第5条2第1項第2号)	使用停止命令等 が不履行のもの	告発(法第39条の2の2第1項、法第45条第1号)		
			警告	警告事項不履行のもの	使用停止命令等(法第5条の2第1項第2号)	使用停止命令等 が不履行のもの	告発(法第39条の2の2第1項、法第45条第1号)
⑤ 防火管理対象物における火災予防に危険な行為(その3)	次の行為又は物件で火災の予防に危険であると認めるもの又は消火、避難その他の消防の活動に支障となると認めるもの	1 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具(物件に限る。)又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具(物件に限る)の使用その他これに類する行為	禁止、停止若しくは制限又は消火の準備(法第5条の3)	一次措置が不履行で、かつ、④の適用要件に該当する場合	④の一次措置による(法第5条の2)	使用停止命令等 が不履行のもの	告発(法第39条の2の2第1項、法第45条第1号)
		2 残火、取灰又は火粉	残火、取灰、又は火粉の始末(法第5条の3)	一次措置が不履行で、かつ、④の適用要件に該当する場合	④の一次措置による(法第5条の2)	使用停止命令等 が不履行のもの	告発(法第39条の2の2第1項、法第45条第1号)
		3 危険物又は放置され、若しくはみだりに在置された燃焼のおそれのある物件	物件の除去その他の処理(法第5条の3)	一次措置が不履行で、かつ、④の適用要件に該当する場合	④の一次措置による(法第5条の2)	使用停止命令等 が不履行のもの	告発(法第39条の2の2第1項、法第45条第1号)

		4 放置され、若しくはみだりに在置された物件（上記3の物件を除く）	物件の整理又は除去（法第5条の3）	一次措置が不履行で、かつ、④の適用要件に該当する場合	④の一次措置による（法第5条の2）	使用停止命令等が不履行のもの	告発（法第39条の2の2第1項、法第45条第1号）
⑥ 防火管理関係違反（法第8条第1項違反）	1 防火管理者未選任		警告	警告事項不履行のもの	選任命令（法第8条第3項）	二次措置が不履行で、かつ、④の適用要件の該当する場合	④の一次措置による（法第5条の2）
	2 防火管理者業務不適正	消防計画未作成	警告	警告事項不履行のもの	選任命令（法第8条第4項）	二次措置が不履行で、かつ、④の適用要件の該当する場合	④の一次措置による（法第5条の2）
		消防計画が不適正なもの	警告	警告事項不履行のもの	選任命令（法第8条第4項）	二次措置が不履行で、かつ、④の適用要件の該当する場合	④の一次措置による（法第5条の2）
		消火、通報及び避難訓練未実施	警告	警告事項不履行のもの	選任命令（法第8条第4項）	二次措置が不履行で、かつ、④の適用要件の該当する場合	④の一次措置による（法第5条の2）
		消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検、整備未実施等	警告	警告事項不履行のもの	選任命令（法第8条第4項）	二次措置が不履行で、かつ、④の適用要件の該当する場合	④の一次措置による（法第5条の2）
		火気の使用又は取扱いに関する監督不適正	火気使用器具、電気器具等の管理	警告	警告事項不履行のもの	選任命令（法第8条第4項）	二次措置が不履行で、かつ、④の適用要件の該当する場合

		指定場所における喫煙等の制限	警告	警告事項不履行のもの	選任命令（法第8条第4項）	二次措置が不履行で、かつ、④の適用要件の該当する場合	④の一次措置による（法第5条の2）
		避難又は防火上必要な構造及び設備の管理不適正	警告	警告事項不履行のもの	選任命令（法第8条第4項）	二次措置が不履行で、かつ、④の適用要件の該当する場合	④の一次措置による（法第5条の2）
		劇場等の定員管理不適正	警告	警告事項不履行のもの	選任命令（法第8条第4項）	二次措置が不履行で、かつ、④の適用要件の該当する場合	④の一次措置による（法第5条の2）
⑦ 統括防火管理関係違反（法第8条第2項）	1 統括防火管理者不適正		警告	警告事項不履行のもの	選任命令（法第8条第5項）	二次措置が不履行で、かつ、④の適用要件の該当する場合	④の一次措置による（法第5条の2）
	統括防火管理者不適正	全体についての消防計画未作成	警告	警告事項不履行のもの	選任命令（法第8条第6項）	二次措置が不履行で、かつ、④の適用要件の該当する場合	④の一次措置による（法第5条の2）
		全体についての消防計画が不適正なもの	警告	警告事項不履行のもの	選任命令（法第8条第6項）	二次措置が不履行で、かつ、④の適用要件の該当する場合	④の一次措置による（法第5条の2）

	避難又は防火上必要な構造及び設備の管理不適正	警告	警告事項不履行のもの	選任命令（法第8条第6項）	二次措置が不履行で、かつ、④の適用要件の該当する場合	④の一次措置による（法第5条の2）
⑧ 防火対象物点検報告（法第8条第2項）	防火対象物点検報告未実施での表示又は紛らわしい表示をしたもの	表示の除去又は消印を付することの命令（法第8条の2の2第4項）				
	防火対象物点検の特例認定を受けていないのにも関わらず、法第8条の2の3第7項の表示がされている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がされているもの	表示の除去又は消印を付することの命令（法第8条の2の3第8項）				
	1 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したもの	法第8条の2の3第1項による認定の取消（法第8条の2の3）				
	2 法第5条第1項、法第5条の2第1項、法第5条の3第1項、法第8条第3項若しくは第4項、法第8条の2の5第3項又は法第17条の4第1項若しくは第2項の規定が命令されたもの	法第8条の2の3第1項による認定の取消（法第8条の2の3第6項）				
	3 法第8条の2の3第1項第3号に該当しなくなったもの					

<p>⑨ 自衛消防組織の設置に関する違反（法第8条の2の5）</p>	<p>自衛消防組織が未設置なもの</p>	<p>警告</p>	<p>警告事項不履行のもの</p>	<p>措置命令（法第8条の2の5第3項）</p>	<p>二次措置が不履行で、かつ、④の適用要件の該当する場合</p>	<p>④の一次措置による（法第5条の2）</p>
<p>⑩ 消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する基準違反（法第17条第1項又は第3項）</p>	<p>消防用設備等又は特殊消防用設備等が未設置又は維持管理が不適正のもの</p>	<p>警告</p>	<p>警告事項不履行のもの</p>	<p>措置命令、改修命令又は維持命令（法第17条の4）第1項又は第2項</p>	<p>二次措置が不履行で、かつ、④の適用要件の該当する場合</p>	<p>④の一次措置による（法第5条の3）</p>
					<p>二次措置が不履行で、かつ、④の適用要件の該当する場合</p>	<p>告発（法第39条の2の2第1項、法第41条第1項第5号、法第44条第12号、法第45条第1号、第2号、第3号）</p>

⑪ 防災管理 県警違反 (法第36条第1項において準用する法第8条第1項)	防災管理者未選任		警告	警告事項不履行のもの	選任命令（法第36条第1項において準用する法第8条第3項）		
	防災管理業務不適正	防災管理に係る消防計画未作成	警告	警告事項不履行のもの	作成命令（法第36条第1項において準用する法第8条第4項）		
		防災管理に係る消防計画が不適正なもの	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第36条第1項において準用する法第8条第4項）		
		避難訓練未実施	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第36条第1項において準用する法第8条第4項）		

⑫ 統括防災管理関係 (法第36条第1項において準用する法第8条の2)	1 統括防災管理者未選任		警告	警告事項不履行のもの	選任命令(法第36条第1項において準用する法第8条の2第5項)		
	2 統括防災館業務不適正	防災管理に係る全体について消防計画未作成	警告	警告事項不履行のもの	作成命令(法第36条第1項において準用する法第8条の2第6項)		
		防災管理に係る全体について消防計画が不適正なもの	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令(法第36条第1項において準用する法第8条の2第6項)		

⑬ 防災管理点検報告 (法第36条第1項において準用する法第8条の2の3)	防災管理点検報告未実施での表示又は紛らわしい表示をしたもの	表示の除去又は消印を付すことの命令(法第36条第6項において準用する法第8条の2の2第4項)				
	1 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したもの	法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項による認定の取り消し(法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項)				
	2 法第5条第1項、法第5条の2第1項、法第5条の3第1項、法第8条第3項若しくは第4項、法第8条の2の5第3項又は法第17条の4第1項若しくは第2項又は法第36条第1項において準用する法第8条第3項若しくは第4項、法第8条の2第5項若しくは第6項の規定が命令されたもの					
	3 法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項第3号に該当しなくなったもの					

⑭ 防災管理点検報告 (法第36条第5項において準用する法第8条の2の2)	1 防火対象物点検報告及び防災管理点検報告のうち、いずれか一方又はともに点検基準を満たしていない、あるいは、当該表示と紛らわしい表示が付されているもの	表示の除去又は消印を付することの命令（法第36条第6項において準用する法第8条の2の2第4項）				
	2 防火対象物点検又は防災管理点検の特例認定のうち、いずれか一方又はともに認定を受けていないのにも関わらず、法第36条第4項の表示が付されている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示が付されているもの	表示の除去又は消印を付することの命令（法第36条第6項において準用する法第8条の2の2第4項）				
⑮	防災対象物の表示違反（法第8条の3第3項）	警告	警告事項不履行のもの	告発（法第44条第3号、法第45条第3号）		
⑯	圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出義務違反（法第9条の3第1項）	警告	警告事項不履行のもの	告発（法第44条第8号）		
⑰	圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の廃止届出義務違反（法第9条の3第2項）	警告	警告事項不履行のもの	告発（法第44条第8号）		

⑱	危険物の無許可貯蔵又は取扱いの違反 (法第10条第1項)	警告	警告事項不履行のもの	除去命令等(法第16条の6第1項)	除去命令不履行のもの	告発(法第41条第1項第3号、法第45条第2号)
⑲	製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いの基準に違反しているもので、漏えい、飛散等により災害拡大危険が著しく大きいもの(法第10条第3項)	基準遵守命令(法第11条の5第1項、第2項)	基準遵守命令不履行のもの	使用停止命令(法第12条の2第2項、第1号)	使用停止命令不履行のもの	告発(法第42条第1項第4号、法第43条第1項第1号、法第45条第3項)
	製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いの基準に違反しているもので、漏えい、飛散等があるもので、又はその恐れがある(法第10条第3項)	警告	警告事項不履行のもの	基準遵守命令(法第11条の5第1項、第2項)	基準遵守命令不履行のもの	告発(法第42条第1項第4号、法第43条第1項第1号、法第45条第3項)
⑳	製造所等の無許可変更違反(法第11条第1項)	警告	警告事項不履行のもの	使用停止命令(法第12条の2第1項第1号)	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し(法第12条の2第1項第1号)
㉑	製造所等の完成検査前使用の違反(法第11条第5項)	警告	警告事項不履行のもの	使用停止命令(法第12条の2第1項第1号)	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し(法第12条の2第1項第2号)
㉒	製造所等の譲渡又は引渡の届出義務違反(法第11条第6項)	警告	警告事項不履行のもの	告発(法第44条第8号)		

㉓	製造所等における危険物の種類又は数量変更の届出義務違反（法第11条第4第1項）		警告	警告事項不履行のもの	告発（法第44条第8号）		
㉔	製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準維持義務違反（法第12条第1項）	法第10条第4項の基準に適合しないもので、火災等の災害発生危険が著しく大きなもの	基準適合命令（法第12条第2項）	基準遵守命令不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第1項第3号）	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し（法第12条の2第1項第3号）
		法第10条第4項の基準に適合しないもの（上欄の場合を除く。）	警告	警告事項不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第1項第3号）	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し（法第12条の2第1項第3号）
㉕	製造所等の緊急使用停止等の違反		使用停止命令等（法第12条の3第1項）	使用停止命令不履行のもの	告発（法第42条第1項第5号、法第45条第3号）		
㉖	製造所等の廃止届出義務違反（法第12条の6）		警告	警告事項不履行のもの	告発（法第44条第8号）		
㉗	危険物保安監督者の選任義務違反（法第13条第1項）		警告	警告事項不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第2項第3号）	使用停止命令不履行のもの	告発（法第42条第1項第4号、第6号、法第42条第3号）
㉘	危険物保安監督者の選任届出義務違反（法第13条第2項）		警告	警告事項不履行のもの	告発（法第44条第8号）		

②⑨	危険物取扱者が立ち会わない危険物の取扱いの違反（法第13条第3項）	警告	警告事項不履行のもの	告発（法第42条第1項第7号）		
③⑩	危険物保安監督者の法令違反（法第13条の24）	警告	警告事項不履行のもの	解任命令（法第13条の24）	解任命令不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第2項第4号）
③⑪	予防規定の許可を受けていない危険物の貯蔵又は取扱いの違反（法第14条の2第1項）	警告	警告事項不履行のもの	告発（法第42条第1項第8号、法第45条第3号）		
③⑫	予防規定の変更に係る違反（法第14条の2第1項）	警告	警告事項不履行のもの	変更命令（法第14条の2第3項）	変更命令不履行のもの	告発（法第42条第1項第8号、法第45条第3号）
③⑬	保安検査の拒否、妨害等の違反（法第14条の3第1項）	警告	警告事項不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第1項第4号）	使用停止命令不履行のもの	告発（法第42条第1項第4号、法第44条第4号、法第45条第3号）
						許可取消（法第12条の2第1項第4号）

③④	臨時保安検査の拒否、妨害等の違反 (法第14条の3第2項)	警告	警告事項不履行のもの	使用停止命令 (法第12条の2第1項第4号)	使用停止命令不履行のもの	告発(法第42条第1項第4号、法第44条第4号、法第45条第3号)
						許可取消(法第12条の2第1項第4号)
③⑤	製造所等の定期点検義務違反(法第14条の3第2項)	警告	警告事項不履行のもの	使用停止命令 (法第12条の2第1項第5号)	使用停止命令不履行のもの	告発(法第42条第1項第4号、法第45条第3号)
						許可取消(法第12条の2第1項第4号)
③⑥	製造所等の定期点検記録の作成及び保存義務違反(法第14条の3の2)	警告	警告事項不履行のもの	告発(法第44条第5号)		
③⑦	危険物運搬に係る技術上の基準違反(法第16条)	警告	警告事項不履行のもの	告発(法第43条第1項第2号、法第45条第3号)		

③⑧	危険物移送時の危険物取扱者の乗車義務違反（法第16条の2第1項）	警告	警告事項不履行のもの	告発（法第43条第1項第3号、法第45条第3号）		
③⑨	危険物移送時の危険物取扱者の免除不携帯の違反（法第16条の2第3項）	警告	警告事項不履行のもの	告発（法第44条第6号）		
④⑩	危険物事故発生時の応急措置義務違反（法第16条の3第1項）	実施命令（法第16条の3第3項、第4項）	実施命令不履行のもの	告発（法第42条第1項第9号、法第45条第3号）		
④⑪	消防用設備等又は特殊消防設備等の設置及び維持管理に係る技術上の基準違反（法第17条、法第17条の2の5、法第17条の3）	警告	警告事項不履行のもの	設置命令（法第17条の4第1項、第2項）	設置命令不履行のもの	使用停止命令（法第5条の2第1項第1号）
						告発（法第39条の2の2第1項、第41条第1項第5号、法第44条第12号、法第45条第1号、第2号、第3号）

④②	消防用設備等又は特殊消防設備等の設置届出に係る検査の拒否、妨害等の違反（法第17条の3の2）	警告	警告事項不履行のもの	告発（法第44条第4号）		
④③	消防用設備等又は特殊消防設備等の設置届出義務違反（法第17条の3の2）	警告	警告事項不履行のもの	告発（法第44条第8号）		
④④	消防用設備等又は特殊消防設備等の点検結果の報告等義務違反（法第17条の3の3）	警告	警告事項不履行のもの	告発（法第44条第11号、法第45条第3項）		
④⑤	消防設備士以外の者の業務禁止違反（法第17条の5）	警告	警告事項不履行のもの	告発（法第42条第1項第10号）		
④⑥	消防設備士の消防用設備等又は特殊消防設備等着工届出義務違反（法第17条の14）	警告	警告事項不履行のもの	告発（法第44条第8号）		
④⑦	検定表示のない消防用機械器具等の販売等の違反（法第21条の2第4項）	警告	警告事項不履行のもの	告発（法第43条の4、法第45条第3号）		
④⑧	検定合格の表示に係る違反（法第21条の9第2号）	警告	警告事項不履行のもの	告発（法第44条第3号、法第45条第3号）		

④⑨	火災警報発令中の火の使用制限違反 (法第22条第4項)	警告	警告事項不履行のもの	告発(法第44条第18号)		
⑤⑩	指定区域内のたき火又は喫煙の制限違反(法第23条)	警告	警告事項不履行のもの	告発(法第44条第18号)		
⑤⑪	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等による警戒区域内の火の使用禁止及び出入の禁止又は制限違反(法第23条の2第1項)	警告	警告事項不履行のもの	告発(法第44条第19号)		
⑤⑫	少量危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等違反(法第9条の4、条例第30条、条例第31条、条例第31条の2、条例第31条の3、条例第31条の3の2、条例第31条の4、条例第31条の5、条例第31条の6、条例第31条の7、条例第31条の8、条例第31条の9、条例第32条)	警告	警告事項不履行のもの	改修命令(法第3条第1項、法第5条第1項、法第5条の3第1項)	改修命令不履行のもの	使用停止命令(法第5条の2第1項第1号) 告発(法第39条の2の2第1項、法第39条の3の2第1項、法第41条第1項第1号、法第44条第1号、法第45条第1号、第3号)

53	可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等違反（法第9条の4、条例第33条）	警告	警告事項不履行のもの	改修命令（法第3条第1項、法第5条第1項、法第5条の3第1項）	改修命令不履行のもの	使用停止命令（法第5条の2第1項第1号） 告発（法第39条の2の2第1項、法第39条の3の2第1項、法第41条第1項第1号、法第44条第1号、法第45条第1号、第3号）
54	綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等違反（法第9条の4、条例第34条）	警告	警告事項不履行のもの	改修命令（法第3条第1項、法第5条第1項、法第5条の3第1項）	改修命令不履行のもの	使用停止命令（法第5条の2第1項第1号） 告発（法第39条の2の2第1項、法第39条の3の2第1項、法第41条第1項第1号、法第44条第1号、法第45条第1号、第3号）

別表第2(第6条関係)

聴聞の機会の付与が必要な不利益処分

処 分 内 容	根拠法令
特例認定の取消し	法第8条の2の3第6項
危険物施設の許可の取消し	法第12条の2第1項
危険物保安統括管理者等解任命令	法第13条の24

別表第3(第7条関係)

弁明の機会の付与が必要な不利益処分

処 分 内 容	根拠法令
防火対象物に対する火災予防措置命令	法第5条第1項
防火対象物に対する使用禁止命令	法第5条の2第1項
防火対象物に対する危険排除のための措置命令	法第5条の3第1項
防火管理者の行うべき業務についての措置命令	法第8条第4項
統括防火管理業務に関する必要処置命令	法第8条の2第6項
危険物施設の使用停止命令	法第12条の2第1項、第2項
予防規程の変更命令	法第14条の2第3項
法第36条第1項において準用する法第8条第4項及び法第8条の2第6項に基づく命令	

備考 行政手続法第13条第2項第1号の規定により適用除外となり弁明手続きが実施されないことがある。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

署長	副署長 (分署長)	予防主幹	予防係長 (分署長補佐)	係 員	主 任

違反処理調査結果報告・処理伺書

年 月 日

大船渡消防署長 様

職(階級)

氏 名

印

1 命により調査した結果を次のとおり報告します。

調査年月日	年 月 日		
防火対象物	所在地		
	名 称		用途又は製造所等の別
関係者	住 所		
	氏 名		
立会者職・氏名			
違反事項の概要			
備 考			

2 次のとおり処理してよろしいか。

違反処理区分	1 警 告
	2 命令要請
	3 告発要請
意 見 等	
備 考	

様式第 3 号 (第 5 条関係)

大消組署第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

大船渡消防署長 ⑩

警 告 書

所在地
名 称
用途又は製造所等の別

あなたは する上記対象物は、次のとおり 違反があり、
危険があると認めるので、 年 月 日までに履行するよう警告
する。

なお、本警告に従わない場合は、 があることを念のために申し添え
る。

記

警告事項

様式第4号(第5条、第8条関係)

署長	副署長 (分署長)	予防主幹	予防係長 (分署長補佐)	係員	主任

是正確認調査結果報告・処理伺書

年 月 日

大船渡消防署長 様

職(階級)

氏 名

印

1 命により調査した結果を次のとおり報告します。

調査年月日	年 月 日		
防火対象物	所在地		
	名称	用途又は製造所等の別	
関係者	住所		
	氏名		
立会者職・氏名			
是正状況			
備考			

2 次のとおり処理してよろしいか。

違反処理区分	1 命令要請
	2 告発要請
意見等	
備考	

様式第5号(第7条関係)

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

大船渡消防署長

印

弁 明 通 知 書

不利益処分に係る(口頭による)弁明の機会の付与を次のとおり行いますので、通知します。

弁 明 の 件 名	
予 定 さ れ る 不 利 益 処 分 の 内 容	
根 拠 と な る 法 令 等 の 条 項	
不 利 益 処 分 の 原 因 と な る 事 実	
弁 明 書 の 提 出 期 限 (口頭による弁明の機会の付与を行う日時)	年 月 日 年 月 日 時 分から
弁 明 書 の 提 出 先 (口頭による弁明の機会の付与を行う場所)	

様式第6号(第8条関係)

大消組署第 号
年 月 日

大船渡地区消防組合消防本部消防長 様

大船渡消防署長 ㊟

命 令 要 請 書

次のことについて、火災予防違反処理規程第8条第1項の規定に基づき、命令の必要があると認められるので、要請します。

防火対象物	所在地			
	名称		用途又は製造所等の別	
関係者	住所			
	氏名			
警告書	交付年月日	年 月 日		
	文書記号番号	第 号		
	履行期限	年 月 日		
命令すべき事項 (根拠法条)				

様式第7号(第8条関係)

(その1)

大消組署第 号
年 月 日

住所
氏名

様

大船渡地区消防組合消防本部
消防長 ⑩

命 令 書

所在地
名 称

用途又は製造所等の別

上記の対象物は、 認めるので、消防法第 条 の規定
により次のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第 条 により処罰されること
があります。

記

命令事項

教示 この命令に不服のある場合は、命令を受けた日の翌日から起算して
日以内に に対し、審査請求することができます。

(その2)

大消組署第 号
年 月 日

住所
氏名 様

大船渡地区消防組合消防本部
消防長 印

命 令 書

所在地
名 称
用途又は製造所等の別
上記の対象物は、
り次のとおり命令する。

認めるので、消防法第 条 の規定によ

記

命令事項

教示 この命令に不服のある場合は、命令を受けた日の翌日から起算して
日以内に に対し、審査請求することができます。

様式第8号(第8条関係)

大消組署第 号
年 月 日

大船渡消防署棒署長 様

大船渡地区消防組合消防本部消防長 ㊟

命 令 通 知 書

次のことについて、命令することにしたので、別添の命令書を関係者に送付願います。

防火対象物	住所			
	名称		用途又は製造所等の別	
関係者	住所			
	氏名			
命令概要 (根拠法条)				
命令書	交付年月日	年 月 日		
	文書 記号番号	第 号		
備考				

様式第9号(第10条関係)

標 識

消防法による命令の公告

所在地

名 称

命令を受けた者の氏名

この 是、消防法に違反しているので、 年 月 日、同法
第 条第 項の規定に基づき、次の事項を命じたものである。

命令事項

年 月 日

大船渡地区消防組合

大船渡消防署長

注意

- 1 この標識は、消防法第 条第 項の規定に基づき、設定したものである。
- 2 この標識を損壊したものは、法律により罰せられることがある。

備考 1 標識の大きさ 縦42センチメートル、横29センチメートル

2 標識の色 地白色、文字黒色

様式第10号(第11条関係)

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

大船渡消防署長 ⑩

催 告 書

所在地
名 称
用途又は製造所等の別

あなたは、 年 月 日付け 第 号により命令した事項を履行していないので、速やかに履行するよう催告する。

様式第11号(第12条関係)

年 月 日

大船渡地区消防組合消防本部
消防長 様

大船渡消防署長



特例認定取消要請書

次のことについて、火災予防違反処理規程第12条の規定に基づき、特例認定の取り消しを要請します。

防火対象物	所在地			
	名称		用途又は製造所等の別	
関係者	住所			
	氏名			
命令書	交付年月日	年 月 日		
	文書記号番号	第 号		
	履行期限	年 月 日		
特例認定の取消要請内容(特例認定年月日及び番号)				

年 月 日

住 所
氏 名 様

大船渡消防署長 ⑩

特 例 認 定 取 消 書

あなたの する次の防火対象物は、 の規定に該当すると認めるので、
同項の規定に基づき特例認定を取り消します。

記

- 1 防火対象物の所在地及び名称
- 2 特例認定年月日及び番号
- 3 特例認定の取消し

教示

- 1 この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大船渡地区消防組合管理者に対して書面をもつて異議申し立てをすることができます。(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して1年が経過すると、異議申し立てをすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、大船渡地区消防組合(訴訟において大船渡地区消防組合を代表するものは、管理者となります。)を被告として、取消しの訴えを提起することができます。(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して1年が経過すると、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記1の異議申し立てをした場合には、当該異議申し立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第13号(第13条関係)

年 月 日

大船渡地区消防組合消防本部
管理者 様

大船渡消防署長



許 可 取 消 伺 書

次の製造所等について、許可を取り消してよろしいか伺います。

製 造 所 等	所 在 地		
	名 称		
	設 置 者		
	製 造 所 等 の 別		
	類 ・ 品 名 等		
	許 可 年 月 日 ・ 番 号	年 月 日 第 号	
警 告	発 令 日	年 月 日	
使 用 停 止 命 令	発 令 日	年 月 日	
	停 止 期 間		
違 反 者 職 ・ 氏 名			
取 消 し の 理 由 と な る 事 実 (根 拠 法 条)			
情 状			
意 見			

様式第14号(第13条関係)

年 月 日

住 所
氏 名 様

大船渡地区消防組合
管理者 印

許 可 取 消 書

あなたの する次の製造所等は、消防法第 条 の規定に違反すると認めるので、同法第12条の2第1項の規定に基づき許可を取り消す。

記

- 1 製造所等の別
- 2 所在地
- 3 設置許可年月日及び番号
- 4 許可の取消しの理由となる事実

教示

- 1 この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大船渡地区消防組合管理者に対して書面をもって異議申し立てをすることができます。(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して1年が経過すると、異議申し立てをすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、大船渡地区消防組合(訴訟において大船渡地区消防組合を代表するものは、管理者となります。)を被告として、取消しの訴えを提起することができます。(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して1年が経過すると、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記1の異議申し立てをした場合には、当該異議申し立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第15号(第14条関係)

大消組署第 号
年 月 日

大船渡地区消防組合消防本部消防長 様

大船渡消防署長 ⑩

告 発 要 請 書

次のことについて、火災予防違反処理規程第14条第1項の規定に基づき、告発の必要があると認められるので、要請します。

防火対象物	住 所			
	名 称		用途又は製造所等の別	
関係者	住 所			
	氏 名			
警告書命令書	交付年月日	年 月 日		
	文書記号番号	第 号		
	履行期限	年 月 日		
告発すべき事項 (根拠法条)				

様式第16号(第14条関係)

大消組本第 号
年 月 日

様

大船渡地区消防組合消防本部
消防長 ⑩

告 発 書

次の犯罪があると思料されるので、刑事訴訟法第239条第2項に基づき、関係資料を添えて告発します。

記

- 1 被告発人
- 2 罪名及び適用法条
- 3 犯罪の事実
- 4 証拠となるべき資料
- 5 犯罪の情状
- 6 参考事項
- 7 意 見

様式第17号(第14条関係)

大消組本第 号
年 月 日

大船渡消防署長 様

大船渡地区消防組合消防本部
消防長 ⑩

告 発 伺 書

次のことについて、告発してよろしいか。

防火対象物	所在地			
	名称		用途又は製造所等の別	
関係者	住所			
	氏名			
告発概要 (根拠法条)				
告発書		別紙のとおり		
備考				

様式第18号(第14条関係)

大消組本第 号
年 月 日

大船渡消防署長 様

大船渡地区消防組合消防本部消防長 ㊟

告 発 通 知 書

次のことについて、告発したので、通知します

防火対象物	所在地			
	名称		用途又は製造所等の別	
関係者	住所			
	氏名			
告発概要 (根拠法条)				
告発書	告発年月日	年 月 日		
	文書記号番号	第 号		
備考				

様式第19号(第15条関係)

第 号
年 月 日

氏 名 様

大船渡消防署長

㊟

過 料 事 件 通 知 書

消防法第46条の5の規定に基づき、過料に処せられるべき事件を覚知したので、つぎのとおり通知します。

記

- 1 違反者の住所及び氏名
- 2 違反对象物の所在地、名称及び管理権限者
- 3 適用法条
- 4 添付書類

様式第20号(第16条関係)

大消組本第 号
年 月 日

大船渡地区消防組合管理者 様

大船渡地区消防組合消防本部
消防長 ⑩

代 執 行 伺 書

次のことについて、代執行してよろしいか。

防火対象物	所在地			
	名称		用途又は製造所等の別	
関係者	住所			
	氏名			
代執行	期 日	年 月 日 時		
	責 任 者 (職・氏名)			
	費 用	概算見積額	金	円
	内 容			
	戒 告 書	別添1のとおり		
	執 行 令 書	別添2のとおり		
	代執行費用 納付命令書	別添3のとおり		
	代執行執行 責任者証	別添4のとおり		
備 考				

様式第21号(第16条関係)

大消組本第 号
年 月 日

大船渡消防署長 様

大船渡地区消防組合消防本部消防長 ㊟

代 執 行 通 知 書

次のことについて、代執行したので通知します。

防火対象物	所在地			
	名称		用途又は製造所等の別	
関係者	住所			
	氏名			
代執行	戒告書	戒告日	年 月 日	
		文書記号番号	第 号	
	執行年月日		年 月 日	
	責任者 (職・氏名)			
	費用		金 円	
	内容			
備考				

大消組本第 号
年月日

住所
氏名 様

大船渡地区消防組合消防本部
消防長 印

戒 告 書

所在地

名 称

用途又は製造所等の別

上記の対象物は、消防法第 条 の規定に違反すると認めたので、同法第 条 の規定に基づき、 年 月 日 第 号をもつて 年 月 日までに することを命じたが履行していない。

よつて、 年 月 日までに前記命令を履行しないときは、行政代執行法第2条の規定に基づき、戒告する。

なお、代執行に要するすべての費用を同法第5条の規定に基づき、徴収します。また代執行により生ずる損害及び処理した物品の保管については、すべての責任を負わないので、申し添えます。

教示 この戒告に不服のある場合は、戒告があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をすることができます。

様式第23号(第16条関係)

大消組本第 号
年月日

住所
氏名 様

大船渡地区消防組合消防本部
消防長 印

代 執 行 令 書

所在地

名 称

用途又は製造所等の別

上記の対象物について 年 月 日 第 号をもって警告したが、履行していない。

よつて、行政代執行法第2条に基づき、代執行を次のとおり行うこととしたので、同法第3条第2項の規定に基づき、通知する。

なお、代執行に要するすべての費用を同法第5条の規定に基づき、徴収します。また代執行により生ずる損害及び処理した物品の保管については、すべての責任を負わないので、申し添えます。

記

通知事項

- 1 代執行の期日
- 2 代執行責任者(職・氏名)
- 3 代執行に要する費用の概算見積額 金 円
- 4 代執行の内容

教示 この戒告に不服のある場合は、代執行があることを知つた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をすることができます。

大消組本第 号
年月日

住所
氏名 様

大船渡地区消防組合消防本部
消防長 印

代 執 行 費 用 納 付 命 令 書

所在地

名 称

用途又は製造所等の別

年 月 日 第 号の代執行令書による代執行に要した費用の金額が決定したので、行政代執行法第5条の規定に基づき、行政代執行費を次のとおり納付するよう命令する。

なお、指定された期日までに納付しないときは、国税徴収法の例により徴収されるので、申し添えます。

記

命令事項

- 1 納付期日
- 2 納付金額 金 円
- 3 納付方法
- 4 代 執 行 年 月 日 施行

教示 この戒告に不服のある場合は、命令を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をすることができます。

様式第25号(第16条関係)

代 執 行 執 行 責 任 者 証

職・氏名

上記のものは、 年 月 日 第 号による代執行令書に定め
る代執行執行責任者であることを証明する。

年 月 日

大船渡地区消防組合消防本部
消防長 ⑩

様式第26号(第17条関係)

年 月 日

大船渡地区消防組合消防本部消防長 様

住所
氏名

印

受 領 書

年 月 日 第 号の を受領しました。

様式第27号(第19条関係)

大消組署第 号
年 月 日

大船渡地区消防組合消防本部
消防長 様

大船渡消防署長 (印)

違反処理・違反是正報告書
(月中)

処理区分	違反処理対象物数	違反是正防火対象物数
警 告	対象物	対象物
命 令	対象物	対象物
告 発	対象物	対象物
※ 戒 告	対象物	対象物
※ 代 執 行	対象物	対象物
計	対象物	対象物

備考 ※欄は、記入しないこと。

